



# 子どもを虐待から守る地域づくり

～広げよう見守りの輪～



気づきポイント：体罰で子どもは健やかに育ちますか？

〈コンビニで男の子が誤って陳列棚のパンを落としてしまいました〉



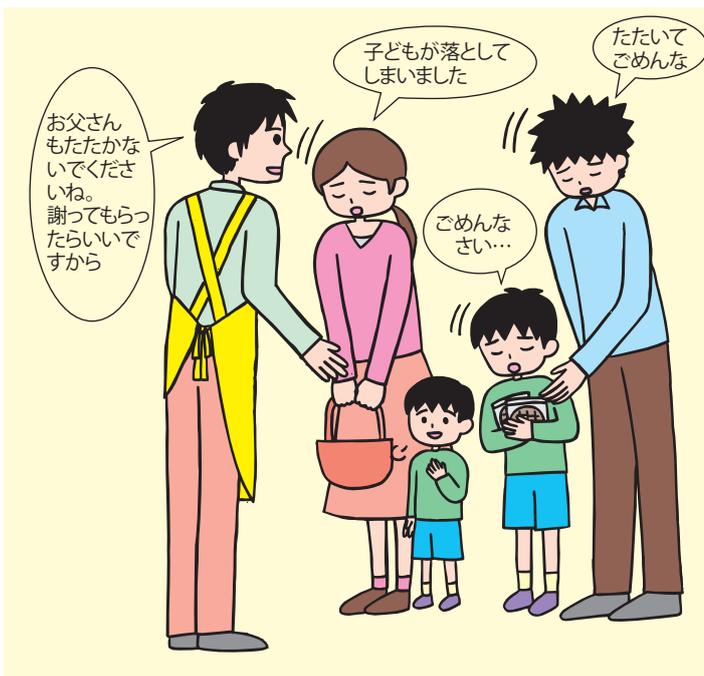
## 「これって、しつけ？」

しつけは子どもに社会性を持たせ、自立させるための家庭での教育と言われています。

しかし、しつけという理由であっても、体罰は子どもの人権を侵害することであり、どんなに子どものことを思っていたとしても、子どもの心や身体を傷つけるような、いき過ぎた行為は「虐待」です。

こうした行為は子どもだけでなく、周りの家族の心も傷つけます。

**改正児童虐待防止法が成立**  
「しつけでの親の体罰禁止」  
〔令和2（2020）年4月から施行〕



## 「虐待をする親たちは…」

虐待をする親たちの背景には

- ◆子育ての悩み
- ◆周囲からの孤立
- ◆家庭の不和
- ◆親自身が虐待を受けて育ってきた
- ◆経済的な問題

などさまざまなストレスや葛藤があります。

また、親自身が苦しんでいても助けを求められずにいるのかもしれない。

親を非難するのではなく、間違った行為に親自身が気づけるよう支援していくことが必要です。



## 気づきポイント：幼い子どもが一人で買い物。どうしたの？

〈コンビニに行くと、幼い女の子がおにぎりの陳列棚の前に一人で立っています〉



### 「なぜこの時間に、一人で？」

食事を十分に与えない、衣類や住居を極端に不潔・不衛生な状態にするなど、子どもの心身の正常な発達を妨げるような行為は、ネグレクト（育児放棄または怠慢）になります。

こうした保護者としての役割を著しく怠る行為は「虐待」です。

「あれ？、この子どうしたのかな？」  
と思ったら、その子に寄り添ってみましょう。声をかけてみましょう。助けてほしいけれど、声に出せないのかもしれませんが。



### 「虐待かな」と思ったら…

相談機関に、「おかしい」「気になる」「心配なこと」を伝えましょう。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

《相談窓口》

○児童相談所全国共通ダイヤル

TEL:189 (いちはやく)

○宍粟市家庭児童相談室

TEL:0790-63-1950

○姫路こども家庭センター

TEL:079-297-1261

※秘密は必ず守られます

## 子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳
- ③ ひとりで抱え込まない
- ④ 親の立場より子どもの立場
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる

- ⇒ 通告は国民の義務＝権利
- ⇒ 子どもの立場で判断
- ⇒ あなたにできることから即実行
- ⇒ 子どもの命が最優先
- ⇒ 特別なことではない

(厚生労働省リーフレットより)